

2026年4月14日

各位

会社名 株式会社三陽商会
代表者名 代表取締役社長 兼 社長執行役員
大江 伸治
(コード: 8011 東証プライム)
問合せ先 経営統轄本部 IR・広報戦略部長
谷内 祥宏
(TEL: 03-6380-5623)

株主提案に対する当社取締役会の意見

当社は、当社の1名の株主様より、2026年5月28日開催予定の定時株主総会において、1株当たり1,200円の特別配当を行うことを求める株主提案（以下「本株主提案」）を2026年4月1日付の書面で受領しています。当社は、本日開催の取締役会において、社外取締役が過半数を占める取締役会の全会一致により、本株主提案に反対することを決議しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

1. 本株主提案の内容

別紙をご参照下さい。

2. 当社取締役会意見

当社は、以下の観点から**本株主提案に反対**致します。

当社は、2025年4月14日公表の「中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）」及び2026年4月14日公表の「中期経営計画の進捗状況」（以下「中計等」）において、当社の今後の成長戦略とともに資本戦略についても開示しています。その中で、中計等期間中の投資計画として以下の方針を掲げています。

- (1) 成長投資については、オーガニックグロースによる既存事業の拡大に加えて、新たな成長戦略として新規ブランド開発、海外展開、M&A等による新商権確保にも積極的に取り組む方針であり、その為の投資を拡大したいと考えています。
- (2) 社員還元については、人材育成及び人事インフラ整備への投資を積極的に行うとともに、従業員持株会を通じたRS付与等の具体的施策を既に実行しています。
- (3) 株主還元については、配当の基準指標としてDOEを採用し、その水準も2%から段階的に引き上げ、現在は4%としています。結果として、1株当たり年間配当額も2023年2月期の55円から、2026年2月期には139円、2027年2月期予想として147円¹にまで年々上昇しています。加えて、業績進捗に応じた更なる株主還元強化の検討を行う方針の下、2022年3月以降、3度に亘り自己株式取得を実施（合計約201万株、総額約50.9億円）、EPSの向上に努めてきました。

1. 比較を容易にする為、2026年9月1日実施予定の株式分割を加味しない前提での試算金額

ROE及びPBRの改善については、中計等において、各種施策の実行を通じて株主資本コストを上回るROEの維持・向上を図るとともに、IR活動の強化及び中計等の着実な遂行により、PBRの改善を目指す方針を公表しています。ROEについては、当面は政策保有株式売却等による特別利益を前提に10%を維持しつつ、長期目標として、それら特別利益等を前提としないベースでROE10%達成を目指す方針を公表しております。他方、PBRの改善とさらなる企業価値向上に向けては、ROE向上の取り組みを継続することに加え、投資家様からの将来成長への期待を高め、PERの向上につなげて

いくことが不可欠であると考えております。この為、自己資本の一時的な圧縮による資本効率の見かけ上の改善にとどまらず、市場からの評価向上につながる持続的な収益力、即ち「稼ぐ力」を強化していく必要があると考えております。今後も引き続き、中計等に掲げる既存事業の成長、新規ブランド開発、海外展開、M&A 等の諸施策を着実に実行し、利益成長の確度を高めて参ります。

一方、提案株主が提案するとおり、仮に 1 株当たり 1,200 円の追加で特別配当を行った場合には、当社が計画する成長投資の履行に支障が生じるおそれがあると判断されることから、当社の中長期的な企業価値及び株主利益の向上を図る観点から、当該株主提案は、当社取締役会としては適切ではないと判断いたしました。当社取締役会としては、短期的な還元よりも、成長投資を通じて会社を持続的に成長させることにより中長期的に企業価値を向上させることが、結果として株主価値の向上に繋がるものと確信しています。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

別紙 株主提案

以上

(注) 本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュフローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

別紙 株主提案

(注) 提案株主から提出された提案議案を原文のまま記載しています。

株主提案権行使書

通知人は、貴社の総株主の議決権の300個以上の議決権を6か月以上前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項の規定に基づき、下記各議案について、1. に記載する議題（以下「本件議題」といいます。）を、令和8年5月開催予定の貴社第83期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における株主総会の目的とすることを、本書をもって請求するとともに、本件議題について2. に記載する議案を提出いたしますので、同法第305条第1項及び会社法施行規則第93条の規定に基づき、当該議案の要領及び提案の理由等を株主に通知することを、本書をもって請求いたします。

記

提案議案

1. 株主総会の目的事項

剰余金の配当（特別配当）の件

2. 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議案の要領

特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第83期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり1,200円を配当する。

本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2026年8月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月31日

エ 配当金支払開始日

2026年9月16日

(2) 提案の理由

本件提案は、当社が2026年8月31日を基準日として株式分割を予定していることを踏まえ、株式分割に合わせて特別配当を実施することを株主に御承認いただけるよう提案するものです。

当社の財務・経営上の課題として、当社ROEが実質的に資本コストを下回るという状況が続いており、過剰資本の解消が急務となっています。当社の株価は、過剰資本の存在により低く抑えられてしまっています。本特別配当を実施することで、当社の過剰資本の解消を実現し、資本効率が大幅に改善することが見込めます。

本特別配当を実施することにより、当社の特別利益控除後のプロ・フォーマROEは現在の6%から8%程度に向上し、安定的に資本コストを上回るが見込まれます。その結果、当社の株式市場における評価はより向上し、もって当社の企業価値向上に資することが期待できます。また、株式分割に合わせて特別配当を実施することにより、市場に対し、当社が十分な収益力と安定した配当支払い能力、さらには将来成長への自信を有していることを示すシグナルとなります。

本特別配当の実施は、当社及びその将来の事業の見通しに悪影響を与えるものではありません。また、本特別

配当の実施は、当社が、支払能力要件を維持し、顧客にサービスを提供し、ステークホルダーに対する義務を遂行する上で必要な能力を損ねるものでもありません。

以上